

令和2年6月10日

境港市新型コロナウイルス感染症対策本部長
境 港 市 長 中 村 勝 治 様

境港市議会議長 森岡 俊夫

令和2年度補正予算における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要請（第2回）

7都府県に発令されていた「緊急事態宣言」は4月16日、全国に拡大されましたが、鳥取県は5月6日を持って解除されることとなりました。しかしながら、境港市においても、解除後も全国的に自粛要請は続き、県境をまたぐ移動が制限されたことなどにより、観光・宿泊・飲食業を中心とする経済活動や市民生活に大きな影響をもたらしています。

また、市民生活に与える影響が日常生活の広範囲に及ぶ中、特に感染すると重症化しやすいとされる高齢者や基礎疾患を有する者、妊婦などは不安な生活を強いられている状況にあります。

この国難といえる状況を受け、国においては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、国民1人当たり特別定額給付金10万円を支給し、家計への支援を行うこととしました。境港市は、本給付金を速やかに市民にお届けするため、臨時議会を招集し補正予算を組み県内でも一早く事務処理を遂行しています。

一方で、本交付金は4月27日現在の住民基本台帳登載者を対象としていますが、この基準日以降も緊急事態宣言は継続されており、かつ解除後も市内経済は疲弊し市民生活には相当の制限が生じています。

これらのことを鑑み、境港市議会では下記のとおり、県境をまたぐ人の移動制限等が緩和された5月31日までの間に産まれたお子さんについても、給付金（仮称 境港市こども未来定額給付金）を支給し家計の支援を行うと共に、この子らの未来が希望に満ちたものとなるよう祝福すべきものと考えています。財源については、この度、全議員の賛同を得て議会費の内、議員にかかる予算の不執行をもって充当して頂きたいと考えています。

本趣旨をご理解頂き本給付金事業の実施を願いたく、ここに要請するものです。

記

1. 境港市こども未来定額給付金（仮称）対象者の見込み数

25人（令和2年4月28日から同年5月31日までに生まれ、境港市に住民登録した子）

- 2. 給付金額 1人当たり10万円
- 3. 事業費 250万円程度（別途事務費）
- 4. 財 源 議会費の不執行により確保

不執行の対象

- ・政務活動費 140万円（10万円×14人）
- ・旅 費 171万円（常任委員会行政視察）
- 45万円（議会運営委員会行政視察）

など